

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンター（以下「事業場」という。）において、作業員として就労していた。
- 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場倉庫内において、リフトを使用して荷物の積み下ろし作業をしている際に、下降中のリフト上部の枠と床との間に首を挟まれ、リフト内に転落し、負傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、「頸髄損傷、閉鎖性縦隔血腫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給する旨の処分をした。請求人は、その後も頸部痛及び不定愁訴の症状が持続していたため、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「外傷後慢性頭痛、外傷性低髄液圧症候群」と診断され、療養を継続していた。

- 本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日から同月〇日の期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長が本件傷病は同月〇日をもって治癒したとして、翌〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、平成〇年〇月〇日をもって治癒したと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日には治癒しておらず、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は誤りであると主張する。

(2) 請求人の本件傷病の状態について、F医師は、要旨、「医学上一般に認められた医療を行って現症状の回復改善が期待できる余地はあると考えられ、また症状も不安定であり、現時点での症状固定は時期尚早であるかもしれない。改善の程度は未知数である。神経・精神的な問題がかかわっている印象である。」として、治癒しているとの判断には否定的な意見を述べているものの、G医師及びH医師は、平成〇年〇月〇日には治癒の状態にあるとし、その理由として、「長く加療し、一定の効果はあったが、これ以上に大きな症状の改善は望みがうしいこと」、「1年以上同様の投薬、注射、腰椎穿刺を行って症状の軽快、軽減をみないこと」等と述べている。

この点、I病院の平成〇年〇月以前1年間の診療録及び診療費請求内訳書をみると、請求人の主訴として、「症状増悪、よこばい、変化なし、安定、一進一退」などの記載があり、症状は固定化していたものと推認し得る。処方された薬剤をみても、ほぼ同じ種類の鎮痛・消炎剤及び精神安定剤で変わっておらず、さらに、E病院の平成〇年〇月以前1年間の診療録においては、同年〇月時点では、リハビリでの評価は6年前と余り変わらないと記載されているなど、請求人の症状は長期にわたり変化していないと判断すべき状態にあったと認めることが相当である。

以上を踏まえると、当審査会としても、請求人の症状が改善することは期待できないことから、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日には治癒していたものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。